

産業厚生建設委員会会議録（令和元年12月12日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 藤田産業民生部長 藤名建設部長
網谷観光課長 岩城建設課長 石川市民課長 結城市民健康センター所長 石川福祉介護課長 長崎商工水産課長
黒川農林課長 石井まちづくり課長 荒俣公園緑地課長
長瀬上下水道課長 石坂生活環境課主幹

参考人 片原力三 福井元

職務のため出席した事務局職員 永田局長補佐

午前10時00分開会

尾崎委員長 ただいまから、令和元年12月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、付託案件の審査に入ります。

まず、陳情第3号 中滑川駅前広場等の説明会での住民の意見について、陳情者から趣旨説明を行います。

本日は、お忙しいところ、陳情書を提出された片原力三様においでいただいております。産業厚生建設委員会を代表してお礼を申し上げます。

それでは、趣旨の説明を願います。時間は10分以内でお願いいたします。

片原参考人 おはようございます。

日ごろ市政のためにご尽力ありがとうございます。

では、ちょっとここに書かせてください。

ちょっと下手な図面なんですけど、まず説明会のときの話です。

皆さんが聞いたのは、まずここからこうやって行って、ここで子どもを送って、そこから戻るときは、こうやって曲がって、こうやって曲がって、こうやって曲がってくる。こういうサーキット場みたいな、口調は悪いですけど、要は、こういう駅は見たことが

ないです。通常、駅というものは、普通、駅前、今の通り、ロータリーになっているのが大半です。自分は環状交差点、ラウンドアバウト、大好きなんです。これは東北の震災が起きてから国がやれやれと言っているからどんどんやっているんですけど、これは大好きなんです。問題は、このサーキット場みたいなところなんです。説明会的时候に聞いたんですけど、ここをつないではだめなんですかと。つなぐと、今現在の図面はここに車4台、で、バス停。バス停から横断歩道を渡ってこうやって行くと。

これって、まず何でこんな遠くなるがという。雨が降ったときに何でこんな遠くなるがというのと何で4台しかないかと。もしこれをつないだら、公安委員会さんが反対した理由を俺、終わってから考えていたんです。公安委員会さんがこれに反対するわけないけどなと思いつつ、何でかなと思って、もしかして最初に、こう行くじゃないですか。こうやって行って、こうやって行って、こうやって。で、これをこう行くじゃないですか。ここを曲がるのとここが出るのが近過ぎるから、ここをつなぐのはだめだと言ったのではないかなと。自分は公安委員会さんと市役所の考えが説明不足だったのではないかなとちらっと思ったんです。

自分が思うには、これがこうやって行って、ここは進入禁止にして、今までどおり、ここからここはロータリーみたいに。こっちには行かせないようにして。要は、ここはこうやって進入、ここはこっちしか行けない。こっちはだめですね。こうすると進入が3カ所だけなんです。だから、この場所、この場所、この場所、3つだから、これに反対するという意味がわからないんです。

それと、住民説明会的时候は大抵、役所の人説明を聞くと、ここがだめなのは一方通行だからだめですというような話をちょっとされたんですけど、国土交通省でもラウンドアバウト的时候にはちょっと交差点島というんですか、わざとこっちに入れるように、こっちはこっちに入れるように、こういうマークとか何かいろいろあるんです。ということは、必ずこっちは一方通行なんです。それで、こっちは一方通行なんです。出るときも。一方通行だから入れないじゃなくて、ラウンドアバウトの基本は一方通行なんです。それを何か聞き間違いしておられるんじゃないかなと自分は思います。できれば、例えば陳情のところの話で言えば、これ、もし繋いだらどうということ起きるかという、駐車場が25台、この人らはこうやって行くから、必ずここに専用レーンをつけてほしいんです。ここは車が行くところ。このような専用レーンをつかって、できれば屋根つきで、ここには例えばタクシー乗り場とか。ここには一般の人の送迎用のやつとか。

あとここにバス停とかしたら、雨に濡れずそのまま行けるんですね。

こういう交差するというのは、普通、建築では考えられないという状態と、あとは、今は、例えば北陸新幹線に乗るときに黒部、最初の522号だったかな、行くときに、電車がいないために、みんな車で走っているんです。それがもし陳情でその時間帯に電車を走らせてもらったら、必ずこのへんで1泊とか1日の駐車場みたいなのが要ることがあると思うんです。今のうちに計画しておいたほうがいいのかと思って、こういうのをするよりも、自分の計算では25台がとまる計算になりましたが、本当はここもやってほしいくらいなんですけど、できればこれで、住民説明会のときもほとんどこの意見だったんです。そういうことで、できればご検討をまたよろしくお願いします。

尾崎委員長 どうもありがとうございました。

今、片原さんからご説明をいただきましたけれども、確認なんですけれども、陳情の趣旨は、説明会をもう一度開いてほしいというものでありまして、交差点の内容自体についてはまた説明会の中でということでご理解いただければと思います。

ただいまの趣旨説明について質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手を願います。

浦田委員 今ほど委員長さんがいみじくも言われましたように、陳情者から明確に趣旨、主訴はこの陳情書の最後の明文、住民、市長、議員の座談会を開いてほしいという、これが主訴だというふうに思うんですけど、それを確認させていただきたい。主訴確認。

片原参考人 それはちょっと訂正して、やっぱりプロの方にもう一回見直してもらって皆さんに説明会をしてもらったほうがありがたい。何かやっぱり議員さんと市長と住民とというと、県知事のあれもあるけど、何かそういうしがらみ、庶民は入りたくないという気持ちがあるので、できればいい案を提出してから説明会に挑んでほしいなという気持ちに変わりました。すみません。

浦田委員 最終的には説明会をしてほしいという主訴なんですね。

片原参考人 説明会でも、聞いていたほとんどの人が、サーキット場みたいのに賛成した人は一人もいないです。できれば賛成、どうですかと軽く聞かれたときに猛反発していたのもあったので、やっぱりこのままでいかれるかどうかというのがちょっと不安なもので、できれば説明会か、市民がわかるようにもう一回していただければありがたい。

浦田委員 はい、わかりました。

尾崎委員長 ほかにご意見はございませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、ないようでしたら、引き続き、陳情第4号 陳情書について、陳情者から趣旨説明を行います。

本日は、お忙しいところ、陳情書を提出された福井元様においでいただいております。産業厚生建設委員会を代表してお礼を申し上げます。

それでは、趣旨の説明を願います。時間は10分以内でお願いします。

福井参考人 きょうは本当にお忙しい中、うちの町内から私を含めて5人、きょうは1人家庭の都合で来れなかったんですが、先日の11月21日の説明会に出ていた者、出ていなかった者もいるんですが、むしろ町内から当日は3名その市の説明会に来ておりました。そのとき、今片原さんが言われたような、こういうラウンドアバウトというんですかね、こういうのは県下で2つ目の設置ということで話がありました。そのときに、やはり私もちょっと違和感を感じたのは、なぜこういうぐねぐねと回った設計になるのかなど。それと、市のバス停が今度、駅のところに移るわけですね。そしたら、バスの乗りおりが、ぐるっと回ったところにあるんじゃないかと、駅前にバスがとまって、タクシーがどこかで待っていて、乗りたい人が来たらそこからずっと駅前まで行ったほうがいいんじゃないかなと思いました。

まず一番の理由は、私、すぐそばに住んでいるのでいつも見ているんですが、タクシーに乗る人もなんですが、バスを乗りおりする人が一番多いので、やはりバス停は駅のすぐそばのほうがいいし、待っているときも、やはり駅の中で待っていたらいいんじゃないかなと思っております。

そして、そこから今のように直接、一方通行にして出るということにしたほうがいいんじゃないかなと。そうすると駐車スペースもたくさん取れるんじゃないかと。片原さんと同じような考えで、説明会で話を聞き、また、私なりの話も今言ったようなことを言いました。

そして、市に寄附してくださった地面と、前、藤井歯科医院があったところ、そこも大きく利用しながら、できるだけスムーズな通行ができるようにしていただきたい。

そして、私がまだ子どものころ、昭和35年前後だったですかね、ここのちょうど下に伝五郎川という川が通っているんです。その川が、毎年とは言いませんが、数年に一回はらんしていたので、改修されて、ああ、いいがになったなと思っていたら、その次、この道路がついたと私は記憶しているんです。その道路も、滑川市では一番最初にこの

幅の広い道路、そして幅の広い歩道がついたということで、家族一同、安全な駅前のいい道路になったなと喜んでおりました。

そして、今回も初めてこういうのを市で設けられるという話になったので、できるだけ安全に、多分、今までここで交通事故なり死亡事故は一回もなかったんじゃないかなと思っております。

今から2年ぐらい前に、ちょうど町内の役員か何かしているときだと思うんですが、たまたま警察の方が来て、ここの交通量が少ないものだから、信号の維持費がかかるので取りたいという話がありました。そのときも、いや、ここを通過して、横断歩道を渡る人はどうなるの？という話が出ていました。そして、今回そうやるんだったら、中学生なり通勤で自転車置きをする人たち、また市役所のほうに行く人たちも、自転車に乗ってここを通過していく人が結構おられます。そういう人のことを思ったら、ここに自転車のレーンを設けていただけるんだったら本当にありがたい、事故も減るんじゃないかなという思いで今回陳情させていただいたわけなんです。

ここで今度、市長さんはじめ皆さんが、ここの駅のすぐ横にある広場を利用して、まちの創生のためにいろいろ建物の建設も予定をしておられます。そのときに、多分これが先にできれば、ここを通過して大型の重機なりそういうのも入っていくことになると思うんです。そのときに、ここもスムーズに通れるようにしていただきたいなと思っておるので、ただここは、今まで私の小さいときから何回も水がついております。ここ数年前もいっぱいついて、2001年だったかの7月ごろも大雨が降って、ここもすごい水浸しになりました。たまたまこの間、今回ここはちょっと関係がないかもしれませんが、ここに防災施設をつくるような話をちらっと聞いていまして、いやあ、こんな海拔4メートルのところ、しかも水がつかるところに、何か防災で水がずっとたまるようなことが、海も近いからないと思うんですが、あったときに、そこへ資材の運搬、人の手配というのはなかなか難しいんじゃないかなと。まあ一時的ですけどね。そういうのだったら公共施設、働く婦人の家だとか健康センターだとか新しいところに耐震設計をされたそういうものを設け、そして、あそこのほうに逆にそういう資材を入れるようにしたほうがいいんじゃないかと個人的にはそういうふうにして、ここら一带の総合的な考えのことで設計していただければありがたいなと思っております。

そういうことで、できるだけ皆さんの考える、私が出したものの後ろについていますが、これもたまたま私のところがすぐ近くなものですから、説明に来られたときに、い

ただいた資料をコピーして、自分の思いをここにまた新たに書き込みました。

ちょっと見ていただきたいのは、片原さんも言われたように、ちょうどこの部分、今、私、網かけしていますが、ここを駐車スペースにしたりタクシーの待っているところにして、バスは駅のここに、もう常に次から次と来るから、ここで乗りおりできるようにしたほうがいいんじゃないかなと思っております。

そういうことで、ここからこうつないでほしいなど。そして、ここは一方通行に、ここからこっちは一方通行。ここも、こっちから来る自動車も全部一方通行で通ってもらえればいいんじゃないかなと、そういうふうに思いました。

大体そういうことで、あと融雪がここに今度始まると思います。除雪は大変になると思うので、融雪のときに排水のことを、ここは川が下を通っているの、そこへうまいこと排水できるように工夫したり、ここからすぐ、50メートルぐらいですかね、のところに交差点があります。その間の除雪が、こっちからブルで押してきたやつをここを通ってきて、ここにいつもためているんですが、そういうように、今回はここからの除雪はちょっと無理になるんじゃないかなと。融雪をかける話が出てくるんじゃないかなと思っております。

今このすることには20億円ほどの予算を立てておられると聞いております。信号を取るために20億円かけてするほどのことがあるのかということも説明会のときに意見として出ておりました。

そういうことで、一応私の説明を終わらせていただきたいと思っております。

先ほどの説明会に警察の方だとかを呼んで聞きたいというのは、それこそ、もしもう一回計画を立て直していただければいいんだとしたら、片原さんと同じように、きちんとした案が出てからのほうがいいと思っておりますので、それも申し添えておきます。

どうもありがとうございました。

尾崎委員長 ありがとうございました。

ただいまの趣旨の説明について質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手を願います。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、以上で陳情者の趣旨説明を終了いたします。

片原様、福井様、どうもありがとうございました。

福井参考人 ありがとうございました。

尾崎委員長 それでは次に、陳情第3号及び陳情第4号について、当局の見解、意見をお聞かせください。

石井まちづくり課長 それでは、当局の見解ということでお答えいたします。

片原さんのほうで、ご説明のほうにはなかったんですけども、資料についておりましたが、他県の参考として挙げられております糸満市、そちらの資料のほうはラウンドアバウト整備前の交差点ということを確認しております、こちらはラウンドアバウトの事例とはなり得ないものでございました。

今ほどもありましたけども、説明会で主な意見としていただいた駅前ロータリーと交差点の接続について、ホワイトボードのほうで言いますと、上の接続の部分で一方通行あたりなんですけども、そちらにつきましては、再度警察と協議いたしましたが、やはり安全性が劣り同意できないとの回答でございました。

住民の皆さんが求める利便性はもちろんでございますけども、安全性も重要な要素でありまして、かつ駅前広場としての諸機能を入れ込む必要もございまして。市の計画であるため、市が責任を持って、改めて説明を尽くしご理解いただくよう努めたいと考えております。

以上でございます。

尾崎委員長 ただいまの説明について質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手を願います。

中川委員 陳情者の説明の中で、一方通行でラウンドアバウトの中へ入るということが、どこがどう安全でないと警察が言われるのか。

石井まちづくり課長 前の図のほうでお話いたしますと、右側と下のほうにつきましては……。

高橋委員 ここに出てきて。

石井まちづくり課長 こちらは警察と協議した話ですけども、例えばラウンドアバウトのこちらとこちらの取り付けですね。こちらにつきましては交互通行。こちらからラウンドアバウトに入ってくる、こちらから出る、こちらから入ってくる、こちらから出ていくという、そういうつくりになっております。

ただ、こちらが例えばラウンドアバウトから出るだけですか、こちらから入ってくるだけということでありまして、実際通行される方が、こっちは両方大丈夫、こっちも両方大丈夫、じゃ、こっちはというと、標識とかを置くこともできますけども、両方入

れるというところもあれば片方のところだけ、この円の中でそういうことがあります
と、逆に複雑でわかりにくく逆走のおそれもあると。

私どもも実際に同じ寸法でラインを引いて車で走って見たんですけども、例えばここ
から来た人がここへ入れなくてこう入ろうとしたとき、駅舎がここに見えますので、本
当は入ったらだめなんですけども、つい入りたくなってしまうということもありまし
て、高齢者でなくても入りたくなるのかなというふうには感じました。

また、基本的に、こちら、取り付けにつきましては正十字、こういう角度ではなくて、
それぞれこういうふうに取り付けるという交差点にして安全を確保しないといけない
という、そういうお話でありました。

尾崎委員長 ほかにご意見ありませんか。

中川委員 ちょっと納得いかんがやけど、よその地区ではこういうような、今陳情者が言
われた交差点があるんじゃないの？ どこにもこういう形はないって言われた。

石井まちづくり課長 こちらのほうでは、そういった交差点につきましては確認しており
ません。左下が滑川農協前線なんですけども、そちらがそういった一般の道路がないと
いうことで、本当の駅前だけにつながる、そういった場合については一方通行のところ
もありましたけども、一般の道路とさらにロータリーとつながるといった例のところは
現在のところ見受けられておりません。

尾崎委員長 ほかにご意見はございませんか。

浦田委員 1つだけ確認。陳情者の主訴が説明会という話なので、今ほどの答弁の中で、
地域住民に説明を尽くしてご理解をいただくという答弁がありましたので、要は説明会
をする意思があるかなしかということで再度確認させていただきたい。

石井まちづくり課長 先ほども申し上げましたとおり、市の計画でありますことから、市
で責任を持って改めて説明を尽くしてご理解いただくように努めたいと考えておりま
す。

開田委員 久しぶりにこの産厚の委員会に入りましたが、そもそも信号をつけないという
ことでもう既に決定しているんですか。信号がない状態でこれ、考えたんですよね。あ
るものをなくすときは、たんたん振ってでもつけてもらえばいいがじゃないがけ。と
いう思いです。

石井まちづくり課長 先ほどもお話が出たかと思えますけども、まずは警察のほうで信号
機を外したいということで、こちらの中滑川駅の一帯の整備ということもありましたの

で、信号を撤去するかどうかということも含めて考えてきました。いろいろな案を出しながらラウンドアバウトという形状でご提案させていただいておまして、いろんな案を考えつつご提示させていただいたところでございます。

開田委員 私たちは歩行者の信号としてあそこはあまり使わないとあって、先ほど福井先生のほうからそういう説明がありましたが、車の者としては、あそこはすごく大事な信号ですね。そういうことを考えると、車であそこを通る人は、あの信号があつて初めて左右見てから次の安全を確認しているんですが、そういう意味で、これをなくするちゃだめでしょうということからちゃ、もう一回そもそもの話ですけど、できないんですか。無理け。

石井まちづくり課長 もともと警察からは、こちらのほうに直接お話があつたわけじゃないんですけども、そういった話もしながら進めてはきたんですけども、またこの後、安全性ということで再度確認することもありましたら、そのあたりも再度確認したいと思います。

開田委員 駅前はこの状態で非常にスムーズに流れていると思います。そういう意味では、信号、それこそ役所のほうへ、滑川市のほうへ信号ないがにするちゃつて言われたのなら、それはそこでもう一回検討されると思いますが、どこかからの情報で、信号をなくすから、じゃ、こういう怪奇な複雑な交差点にしましょうというのになると、私にしたら、もう一回確認から確認を順番にしていかれたらいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

石井まちづくり課長 そのあたりも再度確認はしていきたいと思いますが、現状の交差点を見ますと、交差点から駅前方向に向かいますと、まずクランクになっておりまして、走行はしやすくはない状態かと思えます。一時停止もございます。現在のロータリーではバスが転回できないので、コミュニティバスの停留所も駅前広場に設けられてはおりません。

あと、先ほど申しました滑川農協前線から国道橋場線、メインの道路ですね。そちらのほうに抜ける場合にも、駅前をわざわざといいますか駅前を通行して、そこもクランクを通りながら出なければならないと。そこには駅の利用者ですとかタクシーとかがおられまして、そういった方と混同しなければならないとか、そういった問題もさまざまありまして、そういったことも改良したいということもあわせて検討してきたものでございます。

開田委員 担当の課長としては、安全性というのはいくわかります。そしたら、今のあの道を拡幅していけば、あるいは角度なるものをやわらかく楕円にしていけば大きく解消できるんじゃないでしょうか。そもそもの話ですが、もう一度検討してください。

尾崎委員長 これは要望ですか。

開田委員 要望でいいです。

浦田委員 質問というか確認というか、当局さんを擁護するわけじゃないんだけど、今の質問の中で、警察さんが信号を取りたいというのが先なのか、ラウンドアバウトをつくれますよというのが先なのか、これ、認識が全然違うんですね。

私の今までの認識は、あの交差点を改良するときに、ラウンドアバウトにするから、ラウンドアバウトにすれば信号が必要ないでしょうという私の理解、認識なんです。したがって、警察さんが最初からあの交差点は信号を取りたいよという話があったのかどうか。

上田市長 最初からあった。

浦田委員 それを確認したかった。警察さんは先行なんですね。ならば、警察さんはなぜあそこの信号を取りたいのかということの確認ができているのかどうか。

上田市長 車の量、それから現状を見ての警察の判断です。

浦田委員 私はちょっと理解できんがだけど、私は逆に、そういうのも含めて、私らも警察さんの本当の意見を聞きたいなという思いはあります。というのはなぜかといったら、これだけ議員の間でさえ認識がばらばらという話はおかしいんだろうなというのが私の実感。私はラウンドアバウトは、もともと信号が必要ないから、一方通行だから、これはもう信号は必要ないでしょうというのがラウンドアバウトの基本なんですということであれば理解できるなど。

あとは、ラウンドアバウトを利用しながらあの駅前の構造、設計を検討されればいい話なので、信号が先だといったら、なぜ警察さんとはという話も聞いてみたいというのが私の思いです。

尾崎委員長 これはご意見ということですね。

浦田委員 そうです。今、確認したから。

角川副委員長 この交差点改良とは別に、産業厚生建設委員会協議会の中で、中滑川周辺整備についていろいろ伺っていたときに、このイメージ図を見せられて、交差点のほうも改良しますよという話はちょっとされたと思うんですけど、そのときの説明だと正

直、今の滑川駅の前、そのまま持ってくるような何かそんな印象を受けたんです。ぐるっと交差点を回るようにして、中のほうに少し駐車場を置いてという説明だったと思うんですよ。

これ、説明を受けたのは5月になっているんですけど、その交差点を具体的にラウンドアバウトにしようという計画を立てられていたのっていつぐらいからなんですかね。

石井まちづくり課長 ことしの1月基本構想をつくりまして、そのときにはまだラウンドアバウトというところまではございませんでした。その後、住民説明会に回らせていただいたときも、まだそういった具体的なラウンドアバウトということはございませんでして、春ぐらいからだったと思いますけども、いろんな形状を考える中で、このラウンドアバウトが適正ではないかということになってまいりました。

角川副委員長 そうしますと、それからこの駅前周辺整備についての協議会とかは何回かあったと思うんですけど、勉強会も含めて。交差点改良については11月20日に本当にいきなり出てきたような気がするんですけど、その間に何も報告することってなかったんですか。

石井まちづくり課長 報告が足りなかったことにつきましては申しわけございませんでした。またこの後もお相談させていただくこともあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

角川副委員長 今回、市決定と書かれた図でいきなり出てきたものですからちょっと面食らったところもありまして。できればもう少し早い段階で聞いて、こうやって議員間で協議できていれば、ここまでもめることもなかったんじゃないかなと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひします。

尾崎委員長 これは特に答弁は求めないということですね。

角川副委員長 はい。

尾崎委員長 ほかにご意見ありませんか。

上田市長 今の問題は警察、公安委員会が絡んでおりまして、これは絶対権限というふうになんか想像していただきたいと思ひます。滑川市の信号の要望は、8件、9件と毎年要望が来ています。昨今は、滑川市で1個もつかない年が多く増えていまして、今の警察の考えは、利用率の少ないところは信号を外すと。それから、要望の強いところがあつてどうしてもと言われれば、弱いところの信号を取つてそれを移設するだけで、数は絶対増やさないというかたい県警といひますか公安委員会の方針のようでございま

して、これはなかなか、要望は毎年もらうのでありますけども、もちろんこれからも、だめだと言っても要望は続けてまいります。ですが、そんなに簡単なハードルではないということをちょっとひとつ置いておきたいと思います。

それから、今初めて出た問題でありまして、ラウンドアバウトについては、きょうの陳情といいますかご意見を頂戴いたしましたけども、皆さんがおっしゃることはまことにもっともな話でございますので、これは再度警察とも協議を重ねて、皆さんのご意思はしっかりと伝えておきたいと思います。

それから、今、片原さん、福井さんのほうで丁寧な説明を受けました。実際に私も中身で同意するところが大変多うございまして、できればその方向で行くように最大に努力を図っていくべきだろうと、このように思っています。

ましてや、これについては、あそこのたぬきですか、うどん屋さん、佐藤さんから希望をいただきました。藤井歯科医院さんのところは買ったわけです。この土地を有効に利用するとともに、より安全で、地元の方々に交通のうえでも便利になるように使うべきであると思いますので、この面から考えましても、まだ少し足りなかったんじゃないかという反省はしているところでございます。

場合によっては、提示したのは、参考は参考としてこれから決定まで少し時間をかけて追及していかなくやいかんと、こういうふうに思っておりますので、近隣の皆さんには、今ほどお話がありましたように、提示するチャンスがちょっとおくれておりましたことをおわびしながら、また皆さんにも提示しながら、議員の皆さんは市民の皆さんの心をちゃんとしっかりつかんで一緒に考察をいただきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

とにかく第一義は都市再開発に絡む問題でありまして、田中新町を中心とした近隣の町内会の皆さんの意向に沿ったことをまず第一義に考えながら市全体のことを絡めていきたい、こんな気持ちでいっぱいあります。地元からのご意見でございまして、最大限尊重すべきと思っておりますので、これからも対応を頑張っていきたいと思えます。

以上です。

尾崎委員長 ほかに委員の方からありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

この後、委員間で討議を行いますので、委員の方は第1委員会室へ移動願います。
再開につきましては、事務局から担当部長を通じてご案内いたします。
なお、傍聴を希望される場合は第1委員会室へおいでください。

(委員、第1委員会室へ移動)

尾崎委員長 それでは、陳情第3号及び陳情第4号の採決方法について委員間での討議を始めます。

委員の皆さんにお知らせいたします。滑川市議会基本条例第11条において、「議会は、議員による言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議により、議論を尽くし合意形成に努めなければならない」と定めております。最終的な賛否は委員一人一人の判断となりますが、基本条例の趣旨も踏まえ、うたがいで議論を尽くしていただければと思います。

なお、この討議では、採決方法についても各委員のご意見を伺いたいと思います。
採決については、採択か不採択という方法、趣旨採択という方法があります。

それでは、ご意見のある委員は挙手のうえ発言願います。

浦田委員 今ほど委員会のほうで議論させていただいて、説明も聞いて、当局も含めて聞きまして、最終的に市長のほうから、今の陳情も尊重しながら検討し、そしてまた、きちんと説明をしていきたいという趣旨の説明がありましたので、私は採択か不採択かという形の採決でよろしくお願ひしたいと思います。

尾崎委員長 ほかにご意見はありませんか。

開田委員 私も、それこそ、そもそもの話もしておりましたが、この後もいろいろな形で議会が協力できることも出てくると思います。例えば子どもに信号をどうしても残してほしいと産厚のこの私たちが警察のほうへお願いにいくとか、いろんなことがこれからできるとすれば、採択、不採択でしっかりと決めていくべきと思っています。

尾崎委員長 ほかにご意見はありませんか。

高橋委員 同じようなことなんですが、説明者からも地元の意見として十二分に聞かせていただいた趣旨も踏まえながら、採択か不採択かでしたほうがいいのかと私も思います。

尾崎委員長 ほかにご意見は。

中川委員 陳情者の意見も十分聞かせていただいた中で、やはり無理があるところもあるということが当局に質問してわかりましたが、安全性を考えていくと、やはりどうしてもこういうふうな陳情者の皆さんの考えになってくると思うんですが、法的になかなか抜けないというのが現実だというふうに思っています。

そういうことを考えると、十分に陳情者の意見はわかりますので、そういったことで、当局もしっかりとした説明会もやると言うし、もっと論議もしていきたいということも言っていますので、採択でお願いしたいと思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようですので、これにて委員間の討議を終結いたします。

それでは、採決方法については、陳情第3号は採択か不採択、陳情第4号は採択か不採択といたします。

以上です。

それでは暫時休憩します。採決の準備が整い次第再開いたします。

午前10時45分再開

午前10時49分再開

尾崎委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、陳情第3号及び陳情第4号に対する討論を行います。

討論を希望される方は挙手を願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 これにて討論を終結いたします。

それでは、陳情第3号 中滑川駅前広場等の説明会での住民の意見についてを採択することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

尾崎委員長 賛成全員。よって、陳情第3号については採択すべきものと決定いたしました。

午前10時50分議決

尾崎委員長 続いて、陳情第4号 陳情書を採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。よって、陳情第4号については採択すべきものと決定いたしました。

午前10時50分議決

尾崎委員長 以上で、陳情第3号及び陳情第4号の審査は終了いたしました。

続いて、付託議案の審査に入ります。

議案第78号から議案第81号、議案第89号から議案第90号及び議案第94号から議案第102号までを一括して議題とします。

議案の説明にあたっては、要点を簡潔にかつ明瞭にされるようお願いいたします。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすることとなっております。よって、議案第78号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）、議案第79号 令和元年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第80号 令和元年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 令和元年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

網谷観光課長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議案集の78-22ページの上段になります。事業名8の浜の活用推進事業の説明でございます。

今回、滑川漁港を中心としたその周辺が、本市漁業振興の拠点であるだけでなく、ほたるいか海上観光や富山湾岸クルージングなどの観光においても重要な拠点であるということから、滑川の入り口にふさわしいエリアとするための用地等の取得として2,000万円を計上いたしております。

そこで、資料のほうをお渡ししてございます。滑川市漁港周辺活用計画、こちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

ここでは、漁業振興、観光振興に重要な拠点である滑川蒲鉾の土地及び建物を先行取得するために本計画を作成したという趣旨で、その必要性和漁業関係者の意見を記載しております。

浜の活力再生プランを協議する中でも、当該土地と建物の利用価値が高い場所である

こと、それと施設も漁業関係者での利用、これは倉庫等でございますが、そういうふう
にできれば活用できるという意見もございました。

そこで、3ページ、4ページをごらんください。漁港周辺の施設を示しております。

3ページの上段の図面の青色の網かけがしてある8番、9番、これが滑川蒲鉾でござ
います。これら全部で27の施設がございますが、この中で⑩漁船、漁業用の作業保管施
設、これは通称番屋と言っておりますが、それから14番、漁民センター、それから21番、
漁船、漁業用作業保管施設、これは刺し網漁の倉庫になりますが、これら3つについ
ては市が設置したものとなっております。

それから、これらの漁協が設置した施設の中には昭和40年から50年代に設置したも
のが多くありまして、近い将来において更新するという必要になってまいります。
その際の代替地としての活用も視野に入れているものでございます。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。当面の活用方法について、漁業振興
として漁具倉庫としての活用やトイレの整備、魚食の推進での活用について示して
おります。

今後さらに検討が必要ですが、漁業振興としては、魚料理を提供する食堂、水産加工
品販売、休憩室やカフェの設置等を考えております。

そのほか、天日塩「健好の塩」の袋詰め作業所としての活用や、体験型観光として、
これらを体験することも考えております。

また、高機能急速冷凍施設、プロトン急速冷凍機でございますが、これらの移設、常
設なども検討しているところでございます。

将来的な活用としては、先ほども申しましたが、漁協施設の更新、集約等、それから
新たに建設することなども含めて考えているところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。これは滑川蒲鉾の図面をお示しいたして
おります。

真ん中のほうに赤色の点線がございますが、その点線から上の部分が昭和に建築した
ものになります。

6ページの写真でもお示ししておりますが、上段、上の右、これは事務所の2階の部
分になりますが、これらまだ新しい部分もございます。

この2階の部分については、富山湾が一望できるカフェだとか休憩室としてもすぐ活
用できるようなスペースだというふうに考えております。

それから、7ページの下段の図面の9番、こちらのほうに倉庫がございますが、この写真については、6ページの下の方に1階と2階の部分の写真が2枚ございますが、まだまだ新しい施設でもございますし、そういう意味でも活用施設というふうになっております。

それから、お戻りいただいて7ページの15番、倉庫の上のほうに少し敷地がございます。これはやっぱり将来的な漁協の施設の更新、こういうような土地を活用できるというふうを考えております。

また、残る15番の駐車場のところには、地下60メートルから出水した井戸水もございます。滑川蒲鉾では良質な井戸水を使ってかまぼこづくりをされたというふうにも聞いております。

この地は滑川市の大地の恵みである海洋深層水、表層水、そして良質な地下水、これらも取水可能な場所にあり、この資源を有効に活用していくことが滑川の魅力を発信できるものというふうを考えております。

次に、8ページの写真1、これは道路側でございますが、ここの部分については休憩室、これは以前は滑川蒲鉾さんの絵つけ体験でご利用いただいていた場所でございますが、広いスペースもございますので、休憩室等に活用できるのではないかとというふうに考えております。また、飲食、食堂ということになれば、そういうようなスペースも含めて考えております。

それから、写真の6番と8番、7番は写真はございませんが、この部分については昭和の時代のものでございますが、漁具倉庫ということでの活用を考えております。

それから写真14、下から右の上の2段目のところと一番下の左のほうでございますが、トイレと洗面台、このトイレについても、すぐにでも活用できるようなトイレになっております。

それから16、図面で言いますと右の部分で、水産研究所に向かうところの道路側に面したところでございますが、現在、右側のシャッターが閉まっておりますが、このシャッターをあけて、こちらのほうの活用、水産加工品だとか魚の販売とか、そういうようなものもできるものというふうに考えております。

いずれにしても、若干の整備は必要となりますが、基本的には現状のままでの使用ということで、最小限の費用で運用してまいりたいというふうに考えております。

次に、9ページをお願いいたします。

現状の施設でございますが、土地が13筆で1,664平米、これは登記面積になります。概算の実測面積では2,426平米ということでございます。今回は登記面積での購入ということで算定いたしております。

それから、建物については、表のとおり、登記簿では5棟ございます。延べ床面積では1,834平米で、このうち38年から46年に建築された部分が758平米ということで41.3%、それから平成以降に建築された部分が58.7%というふうになっております。

それから、登記台帳上、レンガ造りという表記がございますが、これは128.93平米ございますが、この間、増改築を繰り返しております、これは場所的には、先ほどの図面と言いますと7番の部分、ちょうど真ん中の部分になります。実際増改築を繰り返して、レンガというものは確認いたしておりません。

取得の考え方につきましては、登記簿面積で算定し、固定資産評価額の9,700円、実勢価格としては1万3,900円ということで、約2,300万円といたしております。

それから建物については、昭和46年以前の3棟、758平米、これを取得価格0円として、合わせて解体費用を1,150万円見ております。

それから、平成以降の2棟については1,075平米ございますが、これを今回評価額の3分の1ということで850万円を見て、その他備品等については0円として算定いたしました。

土地の取得費2,300万円と建物が850万円、合わせて3,150万円から取り壊し費用の1,150万円を差し引いて2,000万円の取得費としているところでございます。

また、更地として購入することも検討いたしましたが、記載のとおり課題もあることから、検討結果としては、漁業振興、観光振興の観点からも、既存の建物等をそのまま利用することが効果的な施策を展開できるものと判断したところでございます。

なお、今後の方針については、水産業関係者と密接に連携し協議を重ね、浜プランを作成することにより、旧滑川蒲鉾の土地建物も含めた漁港周辺の一帯の利活用を考えていくことが必要であるというふうにも考えております。

また、建物の所有者によっては、メンテナンスがされず、建物が崩壊していても放置される、そういうようなケースもございます。こういう観点からも、市が管理することで良好な景観を保って、今後の浜の活力再生プランの作成の際にも、自己所有地における根拠のあるプランとすることも可能だというふうにも考えております。

これらを総合的に勘案したうえで、旧滑川蒲鉾の土地や建物を先行取得することが必

要だということで今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

上田市長 今回のこの件につきましては、滑川蒲鉾さんが会社を畳むと、やめるというところから始まりましたが、本吉さんの思い入れが非常に強うございまして、漁港近辺に何もないうきに初めて私らはここへ来た。滑川市さんのおかげで商売をずっと続けさせてもらってありがたいという感謝の気持ちから、使っていただくなら、滑川市で取得してもらって有効にいろんな面で活用いただくのが一番いいということを社長自らの本当の気持ちで訴えてこられたわけでありまして。こちらから最初から欲しいとかという話ではありませんでした。

そういう意味では、かまぼこづくりから見学までさせてもらったり、電子の水を提供してくれたり、いろんな意味で滑川市に貢献もあったということが1つございます。そんなこともひとつ、バックにある心がどこにあったかということをもっと知っていただきたいと、このように思っております。

もう1つは、今、水の話をしました。滑川の漁港の周りは、いわゆる表層水、海水、深層水、そして真水が豊富、こういう条件がそろっているところは日本でも少ないんだそうであります。そういう意味では、水の活用という面では大きなこれから使っていく利益があるものと、このようにも思います。ここも見落としとしてはいけません。

それからもう1つは、土地の売買のことにつきまして、今話がありましたとおり、帳簿面積で行っていると。昔の荒れ地のところで買われたということで帳簿面積で行っていますけど、実面積では相当の含みがあるということをもっと想像していただきたいと、このように思います。恐らく大きな価値がそこに含まれているということを知っていただきたいと、このように思います。

海岸のあのあたりで果たして、実測で買われたわけではございませんので、それをすっぱりいただくということの含みは大きいものと思っていただきたいと、このように思います。

本吉さんの手前もありますので、具体的な話は聞かないことにしていただきたいと、このように思っています。

3点追加して私のほうからご説明申し上げました。以上です。

尾崎委員長 ほかに当局から追加説明はありますか。

(特になし)

尾崎委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ発言願います。

開田委員 本当に久しぶりの産厚で、こういうのを改めて勉強させていただきました。

7ページのこの図面の中で、ゼロ評価とされたのって何番と何番と何番ですか。

網谷観光課長 赤い点線の部分よりも上ということでございますので、6番、7番、8番、先ほど漁具倉庫というふうに説明させていただきました。それから2番、4番、5番、これらも古い部分でございますので、これらをゼロ評価としたということでございます。

開田委員 今、私たちもこういうのが新聞報道されて、この古いものを買うがかというイメージがすごくあるんです、市民の皆さんに。ですから、このゼロ評価というものを壊していただいて、正しい評価で土地を買う。その中で、漁具倉庫でも何でも、滑川市のほうで新たに漁業と話をしてつくる、そういうことはできませんか。何でもそもそもの話でごめんなさい。

網谷観光課長 今回の算定にあたっては、取り壊し費用ということで、将来的な取り壊し費用、先ほど説明申し上げました評価額から差し引いております。ただ、差し当たり利用できる、それから漁業協同組合さんも漁具倉庫が必要であると、利用できるという中で、それから今後の活用方針が決まった段階でこれらを取り壊しすることも可能かと。まず利用できる期間については利用させていただいて、しっかり将来の移転だとかそういうものが決まれば取り壊しするというふうに考えております。

以上です。

上田市長 建物につきましては見方があると思います。危険だと言ってしまえば、頭にそれがしっかり残ってしまうと、何を言っても、説明しても聞いてくれないんですよ、議員さんが。その問題だと思いますよ。きのうも何か話があったように、根っこのほうが危ないよという話、具体的でいいですよ。だけど、そこらへんも改良ができれば何ともないですよ、上は。本当に壊れるのかよと。壊れると保証するほどのビジョンを持って誰か説明できますか。できないでしょう、これ。

もう1つ言いますけども、タラソピアは改修しました。天蓋、アルミはある。セメントの部分と立ち上がりの部分の柱がぼこぼこ膨らんできて危ないということで、根っこを改修して直しましたよね。直ったんです。でありますけども、一級建築士の川村さんにコンサルで市に来てもらっていましたが、上田市長、責めるなど。当時の建築屋

を、設計屋を。塩水に対する考えは富山県の建築屋は誰も持っとらんだがやと。だから、正当に普通の建物で立ち上がったら結果が悪かったということなので、決して設計屋を、工事屋を責めないでくれという話が業界を代表するような話でもございました。

一応建築についてはそういう見方もあるので参考までに申し上げましたけども、この建物はさびて、どこまでさわればどこまで金が要るのかということになると、そんな危ないものじゃないと思いますよ。本当に崩れて潰れると思いますか。そうじゃないでしょう。実際に潰れると思うんですか、皆さん。本当に潰れると思っているの？

開田委員 私は潰れるとかそういうことを思っとるがじゃないが。ただ、市民の皆さんはこれを見て、あの古いところ買うがかという、その思いなんです。そしたら、今ゼロ評価していますって。だから壊し賃を300万引きましたという説明を今聞いたわけですよ、私たちは。

藤田産業民生部長 今ほどの説明の繰り返しみたいになりますが、7ページのところに今の滑川蒲鉾の敷地と建物の図が載ってまして、真ん中のほうに破線が引いてあってということです。破線から上のほうについては昭和以前の古い建物ということで、今ご説明したとおり、評価についてはゼロ評価、建物についての評価は見ないと。簿価は残っていますが見ないと。なおかつ、その部分についての取り壊し費用として1,150万円を、これは資料の9ページに記載しておりますが、1,150万円を引いたということです。ゼロで、なおかつ1,150万円を引いています。

それで、破線から下の部分については平成の建物と。耐震の新しい基準の建物で、この部分については、簿価評価の3分の1にしましたということです。滑川市としてはかまぼこをつくるわけではないので、本来かまぼこをつくる人であればそのままの評価で購入されることもあり得るのかもしれませんが、滑川市はこの部分について評価の3分の1にしていたということで、前回の4,800万円から大きく2,000万円という数字になったということです。ゼロからこの購入価格についても議会のほうのいろいろな更地とかそういうご意見も踏まえて見直して、そういう結果2,000万円となったということでご理解いただきたいと思います。

開田委員 それこそ、破線より下はそのまま使えますよって言われるのはそれでわかります。私も一般質問でも言っていましたけども、あそこはやっぱり漁港のへそというところで、非常に大事な部分ではないかということも改めて見てきました。

ですから、私たちがそこを買うがに決定しました、でもあんな古いところけというイ

メージを取り払うためには、ゼロ評価のところだけ壊して、滑川市がお金をかけてでも、損して得取れと言うたら変な言い方なんですけど、市民のご理解をいただくために、何かそういうふうな手法はないかなという思いです。

上田市長 魚市商業協同組合も高齢化、漁協も魚市もあそこ全体を、時間はわかりませんが、遠くない将来に、トータル、全体として整備をしなきゃいけない時期が必ず来ます。そのためにも、じゃ、新しいものを建てたと。それを壊しますか。そのときでちょっといいんじゃないでしょうか。今はこのまま使いましょう。

そしてもう1つは、ダイバーの皆さんから、ここに説明に来ましたよね。要望。委員会に来ましたよ。趣旨採択をやったでしょう。ダイバーの皆さんのために。トイレ、シャワー、休憩、一番最初はここから始まったと思っています。

そこで、あそこの、皆さん見に行かれたということですが、2階部分は従業員のご飯を食べるところ、30畳間ほどあったんじゃないですか。あそこで休憩もできる。下はトイレはいい、シャワーも簡単につければいくらでもつく。まずダイバー対応、ここから始めると。今までになかったことに対応してあげたいと思います。

そんなことを含めて使い勝手のあるという、今すぐ使えるものがあそこだということが言えると思います。事情があってやめられたので、建物が古くなったからやめたんじゃないので、継続して使うことが可能な建物だったということで、これで全部クリアできるんじゃないでしょうか。

以上です。

浦田委員 私から何点か質問させていただきたいんですけど、今ほど網谷課長のほうからこの活用計画案の説明をいただきました。恐らく、この議員の半分は初めて説明を聞いたんじゃないかなと私は思っています。私は勉強会で聞きましたので存じておりますが、半分の方々は初めて聞かれたんだなという思いをいたしております。

それを踏まえて、本会議で質問させていただいて、具体的に回答を得ていないものをここでちょっと確認させていただきたいんですけど、今ほど新しい、9ページには2,000万の根拠が一応明記されております。これは私は存じておりました。ただ、私が本会議で質問させていただいたのは、最初の4,800万からなぜ2,800万になったか根拠を教えてくださいという質問をさせていただきました。それに関しては、副市長さんの努力もこれは十分評価しますし認めております。ただ、根拠としては、副市長さんの努力だって市民が納得できるかどうかという話になると、これは違う。

上田市長 何の話をしとるがよ。

浦田委員 ゆえに、4,800万と2,000万の根拠はわかった。4,800万の根拠、そして4,800万はこうこうこうだったから今2,000万にしました、差額の2,800万は容易に余ってきましてという説明をいただきましたか。改めて質問をさせていただきます。

網谷観光課長 私のほうから数字の根拠だけをご説明させていただきたいと思います。

4,800万という内訳については、これは土地については2,300万、これはかわりございません。それから、建物の部分については、古い部分、新しい部分を含めて評価いたしまして、その2分の1ということで1,800万円を見ておりました。そのほか、備品で700万ということで4,800万円見ておりましたが、今回、建物の部分は、先ほど言いましたが、古い部分はゼロ、新しい部分も3分の1ということで850万円見ております。その差額が当然あるものかと思えます。それから備品の700万、それらを合わせると2,800万円になるということでございます。

浦田委員 本会議でその説明が欲しかった。そうなると、備品の700万円というのはなくなりましたよという理解でよろしいわけですね。

網谷観光課長 はい、そのとおりでございます。

浦田委員 これに関しては以上です。

もう1点、本会議の質問、議員さん方がいろいろ質問されたんですけども、答弁の中で、ここにも書いてありますけども、勉強会の議事録を12月4日にいただきました。その中に、第三者が取得されるととんでもないことになるよということで、支障を来すよという話もされましたし記載もしてあるんですけど、第三者とは何か想定されているのかどうか、あるいは第三者が取得されるとどうなると想定されているのか、もし想定のものがあれば聞かせていただきたい。

石川副市長 今、ここについては、例えば市の浜の活用再生プラン、これに合わせて、場所の重要性を鑑みて、ぜひ市のほうで取得をしたいということで今議会にまたお願いをしておるわけでありまして、私どもはいろんな情報のところで、私たち、いろんな情報入手の仮定の話ですけれども、それは別に決まっているわけでも何でもありませんけれども、例えば本人、所有者と話をしていたときに、やはりいろんな気持ちをお持ちになっておるといことも当然話の中で出ておりますので、それらを踏まえて、もしも市が取得できなければ、将来的にこれはいろんな要素があるから、それははっきりと私は断言はできませんけれども、漁業振興と違う面での活用という方が手に入れられた場合に

は、浜の重要性のところでどういうふうになるかという、そういう懸念は当然持つておるわけでありまして、現実には、あそここのところにそういう広大な土地が凍結されているという例もありますので、その人たちはどうかそれはわかりませんが、そういうようなおそれもあるから、将来の漁業振興も含めて先行取得でさせていただきますと。

ただ、現在ある建物はまだまだ、先日まで食品の製造ということで使っておられた建物なので、それからまた、前のほうは、例えば38年とかそういう耐用年数があるわけでありまして、そういう意味ではまだまだ使えると。それから鉄骨も、鉄骨の専門の人に一回見てもらいました。そしたら、それは機械で測ったわけじゃないですけど、これなら大丈夫と、話の中でそういうようなことも受けておりまして、また耐震のことについては、土木センターの建築主事、議会でも答弁いたしましたけれども、話をしながら、いろんなご意見等をいただいてきて、市のほうで買われて増築をするのには当然、耐震工事をやらなきゃならない。だけど、そのまま使えるということであれば、それはそういう法的な規制はありませんよと。ただ、私どもは、やはりそういう昔のものを使うと、今市民のイメージのことを言われましたけど、そういう場合はできるだけ影響がないように、その部分については適正に処理はされておりますけれども、安心・安全という立場で、例えば漁具倉庫として活用しようと、使い方をですね、そういうふうを考えて、やはり市民の皆さんも安心して、ああ、ここなら大丈夫だと、将来の漁業振興のためにぜひこれを活用してほしいという、そういう気持ちになっていただくための努力ということで、いろいろ今までこの案も含めて考えてきたところであります。

以上です。

中川委員 施設的にはもう2年余りとまっておるわけですね。そうなると、もし何かに使うとなれば、かなりの復旧工事が必要になってくるんじゃないかと思うがいちゃね。例えば電気設備、水道設備、2年たつともうかなり弱っているところも出てくるというのが現実だと思うんですね。

それとやはり、一般の市民の皆さんも、たまに見学してもらおう。そういうことになると、昔の写真を見ていると、かなり古い照明器具なんかがついているということになると、やはり今の時代はLEDの蛍光灯にせんにゃならんとなると、かなり再生するのに金がかかるんじゃないかなというふうに思うんですね。そのへんはどういうふうを考えておられるか。

石川副市長 実は2年は、その前のときからあったんですけど、所有者の方がつい最近ま

で電気も通してずっと管理をしておられました。それは自発的に管理をしておられたので、市のほうで、議会でも申しあげましたけれども、2年前に否決をされたときに、もう市は取得しませんので、議会の意思が示されたのでご自由にしてくださいということをお伝えしたんですけれども、所有者はずっとつい最近まで管理しておられました。

そういう意味では、管理していたということで、老朽化はそんなに進んでいないと思っています。ただ、もちろん今、電気とか昔の施設でつくられたので、実際にはLEDがどこまでかというのはちょっと私は確認しておりませんが、基本的にはそんなに経費はかけないで使えるだけ使おうと。もちろん事業の内容によっては、例えばここを直したほうがいいのか、あるいはこういう設備にしたほうがいいのか、それはありますけど、それは予算として出しますので、議員の皆さんが当然それは審議をされるわけでありまして、そういう中で、基本的には今あるものをできるだけそのまま使いながら、この浜プランは5年ですけど、また今度更新で5年、5年となっていくときに、あそこの建物は相当古い建物がたくさんあるんですね。その代替地だとか、あるいは一時使用だとかいろんなケースが考えられますので、そういうころまでできるだけ今のものを使いながら進めていって、もちろん今進めていった中でいろんな、市民の皆さんももっとやってくれと言え、新しい施設のところでまた組み入れるかもわかりませんが、今先行取得することによって、あの土地、地面を将来にわたって活用できると。それはぜひ今の機会じゃないかと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中川委員 とにかく次の時代のつなぎのような感じに聞こえたんですが、やはり現実を買ったら何かせんにゃあかんがですから、倉庫にするだけでちゃ納得できんがですね。そうなるとうやはり、先ほど言われた浜の再生プランにのっとして、しっかりと構想をつくっていただいて、要は、市民の方も来られるし観光客も来るといふふうに思います。来てもらわんにゃあかんと思うがですね。そうなるとうやはりある程度こぎれいにしないと人は寄ってこんと思うがですね。そのへんはやはりある程度の金をかけないとだめじゃないかなと思うんです。そういった予算化もやはり考えてほしいなと思うんです。そいつは考えておられるんですか。

石川副市長 今言うた倉庫というのは、1つ離れたところにあるもともと倉庫のところと、古いところが危険という、そういういろんな思いがあったときに、漁具倉庫のほうがより安全じゃないかと言っているの、6割は新しいところなので、それは当然、トイレ

だとか料理教室だとか塩の製袋だとかいろんなことを、もちろん当然、使う計画でおります。市の深層水とか、あるいはホタルイカのブランド発信を含めて、ぜひそれは活用したいと思っております、今おっしゃったように、古過ぎて人が来ないような建物では当然あれなので、それはもちろん予算計上いたしますので、そこらあたりはまた議会でいろいろ審議をしていただいて、私どももちろん、そういうことをしなきゃ人が来ないような施設であれば大変だと思っておりますので、そういうことは当然考えてはおりません。

高橋委員 今回のこの施設の問題については、私も総文ばかりだったので初めて内容の詳細を聞かせていただいて、ああ、一生懸命に、まず場所が大事だということは、これはかなめ、漁港の一番中心でもあるし、それは思っていました。

中身とかこういったようなものも、全員で中を見せていただいたときも行ってまいりましたし、今、詳細を細かく、当局の皆さんがこれを取得するためのいろいろな根拠だとか見積もりやそういったようなものもやっておられるというのも今初めて聞いたんですね。

そこで、我々委員の人たちが一番心配する、またいろいろなそういうものが、私どもは議員ですので、市民の人たちからいろんな意見が耳に入ると。市民の人たちはこういうことを何も知らないので、一般的に見た目でいくと、ちょうどいいところに滑川蒲鉾というものがあって、あそこにつくればいいなというのは誰しもわかることだと思いますが、見た目で、風評被害ではありませんが、あんな古いところを滑川市が買ってどうするかと、こういう感覚にまず洗脳されているような感じがするんですね。

そこで、私も何人かの方々に、あんな古いもの買うなということを言ってくる人もおられるし、中身がわからぬので、ああ、そういうがけというように流しているのですが、我々はこういう話を聞くと、いやいや、あそこはこういう地域なので、滑川市として頑張ってやらんにゃあかんがしちゃと。買う場合は、個人と個人ならお互いに納得すればそれでいいのですが、公共のこういったようなものは市民が後ろにおられるので、市民の声もいっぱい出てくるので、それらももみ消すというような言い方は適当な言葉でないかもわかりませんが、理解をしてもらうような努力も、我々もせんにゃならんし、当局もそういう努力をしたうえでやらんにゃならんのではないかなと私は個人的にそう思います。

そこで、今こういったような事々をやるときに、さっき中川委員さんも開田委員さん

も質問されたんですが、古いところを壊せばいいがでないがけと。前のところは新しいところだけ建てておきゃいいがでないがけとか、例えばそういう1つの案で、前の新しいところをリフォーム的にきちんとやって、使える中身をちゃんと使いますよというような説明を市民にすれば、納得してもらえる要素の1つになるのではないかと私は思うんですよ。

そいつを、ただ我々だけに、この部屋とこの部屋とこの部屋をそのまま使えるから使うがやと。ここは古くても、ここはゼロで網置場やら何やらにするがやというのは、我々が聞いても、そういうことを市民に全部知らせるようなことは、多少我々も努力してやってもなかなか難しいと思うんですよ。

そういったような事々を当局の皆さん方にも、今、2,000万で予算をつけて買うがやと。その中で、これを有効に使うためには、これだけのリフォーム代をかけて当局はやりますと。そういったようなことまで市民に言って聞かせてもらうPRもされたら、多少我々も説明のしやすさも出てくるだろうし、当局もそういう努力をして、これから漁港のあその地面は、ああ、そういう面で使うのなら仕方ないなというような1つの見解にもなるのではないかと私は個人的に思いますけど、それが何もないので、何もないというか、当局の皆さん方が努力しておられるのはよくわかりますよ。今この地面を出して、これとこれは新しいからこのようにして使います、このようにして使いますというのはわかるのですが、今、古いものをそのまま何もせんと、例えばダイビングの人たちに、シャワーを1つつけて、そこへ行ってシャワーしられって。何も銭かからんわけじゃない、多少の施設の費用、雑費みたいなものもかかるかもしれませんし、そういったような事々までPRされるような努力をされたほうが、もっと市民に説得力があるのではないかと私は思います。

そこは私の意見です。

石川副市長 ありがとうございます。

例えば、古いところをいつまで使ってそうやるがとか、いろんなご意見があれば、当然、市の所有になれば、今おっしゃったように、そういうことも当然あるわけでありまして、あるいはリフォームも、先ほど出したように、こういう事業のためには、ぜひここはこういうふうにしなきゃならないということは当然、それは予算化をするわけでありまして、それは今の段階で、例えば市のものじゃないものをあれをどうする、こうするというのは市はできないことでもありますので、そのあたりは購入後にいろんな事

業とあわせて、必要な経費についてはまたお願いをすることになると思います。

高橋委員 そういうこともあると思うんですね。ですが、もしこういったような取得の暁にはという一言を入れながら、こういうこともやって将来はこれぐらいの予算もかかるだろうということも聞かせてもらったほうが、我々委員としても市民に説得する1つの要因になるのではないかと私は思いますよ。

石川副市長 一応取り壊しの費用ということで、計算式のもちろんそれはあるんですけども、1,150万という数字があるわけでありまして、ここらあたりも含めながら、購入をさせていただければ、むやみにこの金を使うということは当然できないわけでありまして、事業の目的に応じて、やはり委員の皆様方の理解を得ながら、拠点としてふさわしい施設にしていくということは当然のことでありますので、そこらあたりは当然、今後とも考えていきたいと思っております。

開田委員 今の高橋委員の思いつて、割とみんな思っていることだと思います。ですから、例えば夢のある話、これが少しお金もうけもできるような、そういう滑川市の計画の中に、食堂であれ、あるいはダイバーの皆さんに、この間私の一般質問の中にも、そういう漁業との取り決めをしながら、ダイバーの皆さんの受付場所をつくるとか、いろんなことをしながら、入水料というんですか、海はただで入れるのかもしれないけども、漁業との話の中で、ここはだめ、あそこはだめ、こういうふうなところでこうですよという何かの形でもやっぱり、これをもし買ったときにこんないいこともあるよという、そういう夢のある話もいただきたいと思います。

石川副市長 もちろん夢はあるんですけども、ただ現実には、今市の所有じゃないんですね。市の所有じゃないのに具体的に、例えば誰かにそこに入れてもらってやるとか、そういう話は進められないわけです。

そういう意味では、今いろんなことが書いてあるのは、市のほうである程度できそうなことについてしてあるわけでありまして、今おっしゃったように、市の所有になれば、それを何とか生かす工夫というのはいろんな夢、いろんな事業者も含めながら、実際にここに入っていていろいろな仕事をしていただくとか、そういうことは当然あるわけでありまして、ただ、今の段階で、市の所有じゃないがにこうします、こうします、誰にも頼んでいないのに、それはなかなか難しいだろうと思います。

開田委員 これを買ったらこうしましょうという夢の提案も欲しいところですよ。

高橋委員 副市長さんはそう言われるけど、市民はやっぱり、今そう言うとまたイタチご

っこみたいになるのですが、市民はいろいろ今までの経過、例えば、こんなん言ったら叱られるかもしれませんが、農協会館のビルを買って、結局は市で壊してしもたにかいと。あいつも最初は、あいつすりゃいいがでないがか、こいつすりゃいいがでないがかという話もしとったけど壊してしもったにかとか、幾つかそういう点を市民の皆さんも知っている人がおられるわけ。

そこで、買ってからこういうことも、なけんにやそういうことを言えんというのもそれは一理あるのですが、やはり個人の場合であればなおさら、あいつ買ってこいがするか、こいつ買ってこうするかという思いをしながら物を求めたり売ったりするのも、これは現実なんですね。

そういう事々が、これ、行政の場合は市民という人たちが余計、個人の場合も、もうとんでもない声があるので、ある中で、やっぱりそういうことをしんしゃくして買い求めて、これからの滑川市のために使うんだということの理解ができるような説明というものは当局で考えてほしいと思いますね。

尾崎委員長 鶏が先か卵が先かの話で、なかなかこれはかみ合わない。まずは、いわゆる当局はまずは買いたい。あとは、買うときには、具体的な用途まで明確に示してもらえれば上手に説明がつくという内容だと思いますので、これはもうこれ以上水かけ論といえますか、そういう形になると思いますので、このへんの質疑についてはこれで終結いたします。

上田市長 土地の取得、建物の取得、これまで高橋議員と私は同期、平成元年当選で来たわけです。このほかに蓑輪が大変問題でありましたし、それをクリアして蓑輪の施設が立ち上がったわけです。それから、エールのほうはタカマツの跡、これも問題になりましたね。えらい議会でもめた。これも私はそっち側におったわけですから、経験でありますけども、これも疑えば切りなしという話がいっぱい出てきました。具体的なことを言うと、亡くなられた方を傷つけるわけにいかんものですから言いませんけども、そんなことをやっている。雇用促進住宅の取得につきましても3年待ちましたよね。1億7,000万。土地価格だけの値段だということも説明しましたが、議会の理解を得るのに3年かかりました。3年かかったら、3年間の家賃で1億7,000万円だったわけですよ。決断のスピードというのはそういうことで、いろいろ計算せんにゃいかんこともありますので、私、大変失礼な言い方ですが、そろそろ結論を上げさせてもらいたい。

それで、今、高橋委員が言ったように、夢の話はこれから順次順次、民間のほうから

も使わせてくれという話が出てくる。それもみんな期待のうちに入っているわけですよ。こっちで全部決めておいてこうなるんだというバラ色を提供してしまうと固定化するということもちょっと問題だと私は思っていますよ。これから、使うというか、民間と一緒にやってもらうときに、固定化したような考え、役所だけでそんな、役人の頭で、民間が考えることの柔軟性を持ってやれると思います？ 事業はやっぱり民間の方たちは得意なんですよ。だから、そういう人たちの応募を求めて、民間の力もかりながら滑川市が成り立ってくる、そうしていきたいと思っていますので、よろしく願いします。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

脇坂委員 ここまでの話は、古いものを買うとか、そういう話ばかりが出てきとるがですけど、私、ちょっと別の観点から1つ伺います。

相手の持ち主さんに、2,000万円もダウンさせて、よくここまで納得させたなど。私も仕事上、渉外をやっておりましたから、多少はここらへんはかじっておるわけで、今もし仮にこの2,000万円を没にしたら、市は今後の対応として、これ、手をつけますか、つけませんか。簡単に。

石川副市長 私から言うのもあれなんですけど、市長ともそういう打ち合わせは全然していないのであれなんですけど、基本的には3回目になるんですね。3回もいろいろお話をしながらだめということになると、4回目というのは相当難しいだろうと思っています。

脇坂委員 そうしますと、今の話を総合しますと、今は絶妙のタイミングだと。これだけのことを説明して、相手の持ち主さんに説得をされて、そしてこれだけのことを議員のほうに提示されておると。

石川副市長 金額については、もちろん持ち主の了解は当然なんですけど、私どもとすれば、前のときに取得額が高過ぎると。もちろん深層水の活用がよくわからないということもあったんですけども、大きな要因の一つに、言うてみれば、変な話、使っていたそういうものに何でそいでかい金払うんかと、平たく言えばそういう感じだったと思うんです。だからそれは、議員さんですから、もちろん市民の声でもあるだろうと思っていますので、私どもはやはり納得できるような金額ということで相手の方にもお願いをして、それから、古いやつも今ありました。壊せばどうかという話もありました。場合によれば壊す経費もやっぱり見てもらわなきゃならないということで、計算式の中にはも

ちろんそれを入れたわけでありまして、それらを踏まえながら、それから地面についても先ほど市長から話がありましたけども、台帳面積より実測面積は確認申請の面積なんですけども、相当余計なんですよ。市の評価額でやると、ちょっとろ覚えですけど、3,000万円を超える金額になるんです。だけどそこは、相手の方も理解をしていただくというか、そういうことで、台帳面積だけの数字で相手の方が納得されたということでありまして、相手の方も当初、ぜひここを使ってほしいという市長の話もありましたが、そういう意味では、本人さんは一部、滑川市にお世話になったからという面も当然、その話し合いの中では言葉は出されておりますので、今回はタイミング的にも非常にいいときではないかなと、そういうふうに思っております。

脇坂委員 どうもありがとうございました。

尾崎委員長 ほかに。

開田委員 78-21ページにほたるいかミュージアムの空調設備と消防設備という説明があったと思います。これって、多分補正予算で上がってくるということは当初予算には入っていないということですよね。ということは、これは空調設備もだめですよ。例えば、博物館の空調設備があったと思います。これは総文ですけどね。結局何を言いたいかといたら、空調が急に壊れたがけ。あるいは消防も急にだめになったんけ。私、ちゃんともこういうのも修繕という形で順番順番に並べてというたら変ですね。次はここだめ、次はここだめというのも段取りしていかなきゃだめなんじゃないかなという思いでちょっと質問、お聞きします。

網谷観光課長 今回の補正しておる部分については、6月中ぐらいに消火の防災設備について点検が入っております。その中でいろいろ不備があったということで、今回この補正額を上げております。多くは非常用放送設備、あと自動火災報知機、そういうふうな関係のものになりますが、点検をしたうえでの補正要求、計上ということになります。

開田委員 空調はいかがですか。

網谷観光課長 空調についても、これはまだ完全に動かないとかというものではないんですが、もう限界に近づいてきておって、次のシーズンにはということもありまして、実際管理をしておるウェーブのほうから、これについては必要ということで今回計上させていただきます。

開田委員 これは営業目的の施設ですので、やっぱり原課のほうから、こういうことが危ない、こういうことが危ないと言われると、これは聞いてあげてほしいことの一つだと

思います。

ですから、補正でぼんと上げるんじゃなくて、来年あるいはことし、こういうふうなことも整備していかなきゃいけないという、これは私は滑川市の公共施設の整備計画できていますかということをも以前に質問もしましたが、こういうことも補正でぴょんぴょんと上げるんじゃなくて、ことしはこの空調、ことしはこの屋根、ことしはこの雨漏り、こういうのも原課から出ているので準備するという、そういう姿勢を持っていただきたいなという思いです。

網谷観光課長 新年度予算の要求の時期でもございますが、今、ウェーブ滑川のほうからは必要な修繕、これも含めて要求が上がってきております。順次また対応してまいりたいというふうに思います。

開田委員 もう1つだけいい？ これはこの予算には関係ない、ほたるいかミュージアムのことですが、あそこのイリュージョンシアターちゃ今動いていますか。

網谷観光課長 2階の部分であるかと思いますが、現在、あそこのほうには映像、当初の部分については故障した関係もありますが、新たな映像ソースを入れて映像を流してごらんいただいておりますということで、新幹線開業以来、そういうような形で新たに整備して行っておりますので、その活用方法もいろいろあるかと思いますが、現在のところはそういうような活用をしております。

開田委員 何か壊れているやにも聞きましたので、あらっ、困ったというがじゃなくて、順番順番に、あそこはお金をもうけるための施設ですから、その準備だけはしないと、これはサービス施設じゃありませんので、ここのところだけ十分考えていただいて、お客さんはお金を払って来られますので、イリュージョンシアターが見られない、300円まけてよと言われても仕方ない話。そういう点では、営業には営業の根本的な整備をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。どうですか。

網谷観光課長 またウェーブのほうからの意見も十分聞いたうえで、必要に応じた対応というものは必要かと思っておりますので、そういうふうに対応したいというふうに思います。

開田委員 お願いします。

浦田委員 次に、78-23ページ、事業名、中滑川駅前再開発事業費の400万なんですけど、一般質問に続いて関連で質問させていただきたいなと思います。

質問のときもお話しさせていただきましたけども、当初、6月定例会で1,000万可決した基本設計の入札が180万になったということで、非常に安いなど。もうこれは決まった

ことですから何とも言えませんが、実際、そういうことになりますと、1,000万から180万という820万の不用額が出てきたということになります。ましてや、今回の400万、前回の6月で可決された1,000万、これは款項目並びに事業名まで同一、ゆえに、これは完全に400万というのは増額補正予算という形になるので、井が1つになるんだらうというふうに私は認識しております。ゆえに、820万の不用額が出れば、この400万は必要なのかどうかと、これは改めてお伺いしたいなという思いがあります。

これが1つなんですけど、かつ180万という低入、規則上はなりません、余りにも安いなということで、できれば委託仕様書あるいは予定価格をお聞かせいただければなというふうに思います。その2点。

石井まちづくり課長 今ほどおっしゃいました予定価格につきましては、入札にあたりましては公表しておりませんのでお伝えできないものかと思えます。

仕様につきましては入札前にもホームページで公表しておりますので、お渡しすることは可能かと思えます。

角川副委員長 同じ井かどうか。

浦田委員 今副委員長が言われたように、同じ井なので、820万が不用額になった。ゆえに、400万が要るんですかという形の答弁。

藤名建設部長 本会議でも副市長から答弁されたと思いますが、入札の手続の関係上、また補正予算の編成時期の関係上、そういった日程あるいは手続の関係上、400万円を計上いたしました。結果としてですが、たとえ補正しなくても対応できる金額だということと言っておられるんだと思えます。

ただ、これは規模を大きくして、にぎわい創出を強化するという意思のあらわれでございます。これを減額するとか否決するとかといったことになると、この規模拡大が認められんというようなことにもとられるのではなかろうかということで、ぜひこれは認めていただきたいと。

それで、予定される予算残につきましては、今後、財政課と協議しまして、不用額で残すのか、あるいは今後の補正で減額するのかということを検討したいというふうに考えております。

浦田委員 ありがとうございます。

今おっしゃったそのものなんですよ。要は、結論的に言うと、必要のない400万という形になるんだというふうに思います。そういう表現ですか。

藤名建設部長 ちょっと違うと思います。ですから、これ、今400万円なくてもいかるがいと否決、減額されると、にぎわい創出の分を増やすということ自体だめだよと言われていたのと一緒です。ですから、つけるものはつけていただく。残るものはやがて減額補正するなり不用額で残すなりします。そういうことでお願いいたします。

浦田委員 これは予算書なんです。これは補正予算書。款項目、節は別として事業名までも一緒なんですよ。項目なんてどこにも書いていないですよ。ゆえに井が一緒じゃないですかと。どこに使おうが、要するに、設計の費用であれば一緒じゃないですか。

藤名建設部長 予算的な井の中で一緒かもしれませんが、こういう意思表示をしておるんです。それを酌んでください。

浦田委員 わかりました。結果的には必要ないですよという、私は必要ないものはお金も積む必要はないでしょうという。やっぱり我々は、市民の目から見て必要ないものを何でつけるがよという話になっちゃうんですね。そういう観点も含めてお話しさせていただいているので。

以上です。

石川副市長 予算は全て、例えばある事業で、こういう事業に使う、こういう事業に使う、それを集計しながら款項目に分けて予算をして、その予算、120億とか、そういうような予算もしておるわけでありまして、そのお金以外にもう1つ、このために使うという理由がきちんとみんなあるわけなんです。もちろん細かいやつで修繕だったら、いろんな修繕に10万円とかそういうことは当然ありますけども、いろんな事業、この事業に50万円、この事業に30万円、合わせて80万円とかとなっておるので、金だけじゃないんです。何に使うかということをも市民の皆さんに明示をしている。

だから、そういう意味では、このタイミングの中もちろんそれはあって、たまたま入札のときと予算編成のときとちょっとずれがあってそういうふうになったわけでありまして、額とすれば結果的に余ることは当然あります。だけど、その趣旨というのは、やはり市民の皆さんに明らかにして、それで議会で審議をしていただく。これは当然だろうと思っていますので、ただ、ごちゃ混ぜにしたら、それは要らんねかって、そういうものではないだろうと思っています。

浦田委員 もう1つ、趣旨というのは、以前の産厚建で説明もありましたけど、地方創生に使いますよという明言の話はなかったですよ。皆さんも、400万、地方創生に使いますよと多分この場で初めて聞かれたと思うんですよ。それだけつけ加えておきます。

尾崎委員長 これのご意見ですね。

浦田委員 要らないです。

尾崎委員長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第89号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第90号 滑川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第94号 浜加積地区福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第102号 滑川運動公園の指定管理者の指定についてまで、順次当局より説明願います。

長瀬上下水道課長 それでは、議案集の89-1ページをお願いします。議案第89号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料集の36ページをお願いします。

改正理由ですが、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制の導入にあたり発出された指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制の導入におけるガイドラインに基づき、職員の人件費や郵送料等を根拠にし、当該条例において指定給水装置工事事業者の更新等に係る手数料を新たに規定するものであります。

改正内容につきましては、指定給水装置工事事業者の指定または更新に係る手数料5,000円を新設するものです。

施行期日は令和2年4月1日です。

なお、37ページの新旧対照表については説明を省略させていただきます。

次に、議案集の90-1ページをお願いします。議案第90号 滑川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料集の38ページをお願いします。

改正理由ですが、先ほど議案集89号で説明しました指定給水装置工事事業者の指定等に係る手数料を設定することにあわせて、当該下水道条例においても、下水道排水設備指定工事店の指定または更新の審査等に係る職員の人件費や郵送料等を根拠とし、手数料を新たに規定するものであります。

改正内容につきましては、下水道排水設備指定工事店の指定または更新に係る手数料5,000円を新設するものであります。

施行期日は令和2年4月1日です。

なお、39ページの新旧対照表については説明を省略させていただきます。

以上です。

石川福祉介護課長 では、引き続きまして、議案集の94-1ページをお願いいたします。

議案第94号 浜加積地区福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

内容といたしまして、1、管理を行わせる施設の名称等につきましては、浜加積地区福祉センター、2、指定管理者は、浜加積地区福祉センター運営委員会でございます。

3、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

続きまして、95-1ページをお願いいたします。議案第95号 滑川市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称等につきましては滑川市シルバーワークプラザで、本館と分館を合わせたものでございます。2の指定管理者は、公益社団法人滑川市シルバー人材センター、3、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。

96-1ページをお願いいたします。議案第96号 滑川市ゲートボール場の指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称等につきましては、滑川市ゲートボール場、2、指定管理者は、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団、3、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

黒川農林課長 引き続き、97-1ページをお願いします。議案第97号 滑川市農村研修センターの指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、1、管理を行わせる施設の名称等につきましては、滑川市農村研修センター、2、指定管理者は公益財団法人滑川市農業公社、3、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。

引き続き98-1ページをお願いします。議案第98号 滑川市農村環境改善センターの指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、1、管理を行わせる施設の名称等につきましては、滑川市農村環境改善センター、2、指定管理者は、公益財団法人滑川市農業公社、3、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。

以上です。

長崎商工水産課長 続きますして、99－1 ページをお願いいたします。議案第99号 滑川市産業研修センターの指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称等、滑川市産業研修センター、2、指定管理者、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団、3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きますして、100－1 ページ、議案第100号 滑川市勤労身体障害者教養文化体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称等、滑川市勤労身体障害者教養文化体育施設、2、指定管理者、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団、3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きますして、101－1 ページ、議案第101号 滑川市漁民センターの指定管理者の指定についてでございます。

1、管理を行わせる施設の名称等、滑川市漁民センター、2、指定管理者、滑川漁業協同組合、3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上です。

荒俣公園緑地課長 それでは、議案集の102－1 ページをお願いいたします。議案第102号 滑川運動公園の指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、1、管理を行わせる施設の名称等でございますが、滑川運動公園の有金野球場、堀江野球場、本丸野球場であります。2、指定管理者は、公益財団法人滑川市体育協会、3、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

以上です。

尾崎委員長 それでは質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ発言をお願いします。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 総括で何かあれば、あわせて質疑をお願いします。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 質疑を終結いたします。

この後、議案について委員間で協議をいたしますので、委員の皆さんは第1委員会室へ移動願います。

再開につきましては、事務局から担当部長を通じてご案内いたします。

(委員、第1委員会室へ移動)

尾崎委員長 それでは、議案第78号について委員間での討議を始めます。

委員の皆様にお知らせいたします。

先ほども申し上げましたが、滑川市議会基本条例第11条の趣旨を踏まえたいうえで議論を尽くしていただければと思います。

ただいま浦田委員及び中川委員から議案第78号の修正案が提出されました。

これについての説明を求めます。

浦田委員 それでは、今ほど委員長のほうからもお話しありましたように、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、議案第78号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）につきましては、分離採決をしたいと思います。

その理由につきましては、修正案という形でお手元に配付させていただきました資料に基づいて説明をさせていただきます。

令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）の一部を修正するものであります。

第1条第1項中、132億4,154万2,000円を132億1,754万2,000円に改める。

第1表歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。

第1表歳入歳出補正予算。

歳入につきましては、19款繰越金、修正1号案、7億3,298万6,000円を7億5,698万6,000円、2,400万円の減額。

繰越金も同じく上段と一緒に、歳入合計が132億1,754万2,000円、原案の金額が132億4,154万2,000円、減額が2,400万ということでございます。

それで、詳しくは、歳出につきましては、第7款商工費ということで、1項商工費のところ、2段目ですね。これは8億1,099万2,000円を原案8億3,099万2,000円、2,000万の減額、8款土木費、1項都市計画費9億1,475万8,000円、9億1,875万8,000円、400万の減額ということで、歳出合計を132億1,754万2,000円、原案につきましては132億4,154万2,000円、したがって、歳入同額の2,400万を減にするものでございます。

どうか議員各位にはご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたしたいと思いま

す。

中川委員 では、私のほうから、議案第78号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について、滑川市議会会議規則第97条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案、令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正いたします。

第1条第1項中、132億4,154万2,000円を132億2,154万2,000円に改める。

第1表歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。

第1表歳入歳出補正予算。

歳入であります。繰越金、修正案が7億3,698万6,000円、原案が7億5,698万6,000円で、修正額が2,000万であります。

繰越金は7億3,698万6,000円、原案が7億5,698万6,000円で、修正金額が2,000万であります。

歳入合計が132億2,154万2,000円、原案金額が132億4,154万2,000円で、修正金額が2,000万であります。

歳出は、商工費、修正案金額が8億1,099万2,000円であります。原案が8億3,099万2,000円あります。修正金額が2,000万あります。

1項の商工費8億1,099万2,000円、原案が8億3,099万2,000円で、修正金額が2,000万ということで、歳出合計が132億2,154万2,000円に修正します。原案が132億4,154万2,000円となり、修正金額が2,000万あります。

第19款繰越金、第1項繰越金については、修正案が7億3,698万6,000円、原案が7億5,698万6,000円、第1節の繰越金修正案が7億3,698万6,000円、原案が7億5,698万6,000円で、修正金額が2,000万ということになります。

第7款商工費第1項商工費、観光費、修正案が1億6,684万3,000円、原案が1億8,684万3,000円。公有財産購入費で、修正案がゼロ、原案が2,000万、修正金額2,000万あります。

以上であります。

尾崎委員長 ただいまは、浦田委員及び中川委員から、議案第78号の修正案についての説明がありました。

これについてご意見、ご質疑ございますか。

角川副委員長 先ほど当局との話の中では、建設部長が意思表示のあらわれとして400万円という言い方をされていましたが、意思表示のために400万円の予算を不用額になるのがわかっていてつけるというのはちょっといかなものかというのが我々の見解でありまして、もう既に同じ事業名で不用額があるんですから、それでやれないわけじゃないはずですので、今回は我々もこの事業には反対の意思を表明したいと思います。

浦田委員 私、つけ加えて申し上げておきます。

今ほど角川副委員長のほうからも話がありましたように、なぜ400万を減額しなきゃいけないかというのは、先ほど質問でも言わせていただきましたし、本会議のほうでも言わせていただきました。

時系列的に眺めると、この入札自体タイミングが悪いというのが1つ。要するに、手続、手順が悪いというのは、これは当局の悪いところなんですけど、1,000万の基本設計の委託仕様が出て、入札が180万、これが11月28日に出ました。これは本会議はまだ始まっておりません。既に明確に不用額が増えるということがわかった時点、かつ820万不用額がわかっているにもかかわらず、今度は逆に議会の立場として、わかっているにもかかわらず、要するに、私的には悪意であると。知っていれば、これは減額しても別に悪いことでも何でもありません。要は必要ないから要らないでしょうという理論なんです。逆に言うと、市民から言えば、知っていて何で通したのという逆に批判がありますよという補足だけさせていただきます。

開田委員 それこそ、今ほどもこの400万の動きはどういうことなんですかということを担当者に聞きました。私は道の修正なのか何の修正なのかということさえわからなくて聞きましたら、建物に対するにぎわい創出が入っていなかったもので、要は、国のほうへ申請するための、ある種の滑川市としてのモチベーションというか考え方を提示するためだと言われました。今ほど浦田委員とか角川副委員長も言われましたが、井の中から何でもしてもいいといたら議会軽視の始まりじゃないかと思うがですね。これはこれ、これはこれ、同じ井でもきちっと使ってもらうために、議員さん、こういう400万つけてくださいね、そのかわり、ここで要らんかった分不用額で返しますよというふうなやり方をしてもらおうと私たちは非常にわかりやすいという思いで、私はこれは、井だから自由に使っていよいよというがではちょっとだめなような気がいたします。というのが私の思いです。

浦田委員 私の井という表現が悪かったかもしれませんが、先ほどからも、これは公会計

上の話をさせていただければ、款項目、事業名、それ以外に、これは例えば予算書、説明書にあればいいんだけど、説明書には何も書いていないというのが1つ。

それともう1つ、今の400万、先ほど藤名建設部長が言われたように、にぎわい創出という話が出ました。皆さん方にお聞きしますが、今の中滑川、当初、基本構想は全てが国交省予算の災害拠点推進事業で話をされておりました。ところが、今はにぎわい創生は内閣府の地方創生事業になっています。ところが、その事業に関しては、我々自体も400万の行方を知らなかったんです。私は個人的に聞いたから知っていますが、この400万は地方創生の交付金の計画書をつくるためのという話は聞かされていないはず、勉強会で。国交省の災害推進事業に関しては聞かされておりますが、別個の地方創生、そしてにぎわい、と同時に、もう1つは、そうすると、にぎわい創生の施設はどこかというところ、当初、基本構想の段階では災害の備蓄倉庫が予定であったところが、今にぎわいのところに移りますよという、それすらも皆さん方に知らされていない。

そういう状況の中で、先ほどもにぎわい創生と言われたけども、誰も知らない世界で発表されても、これはおかしいだろうというのが私の意見です。ただ、趣旨はわかりますよ。私は個人的に聞いていたから趣旨はわかりますが、井という、私の表現が悪いんですが、経理上は1,000万の中で、各部分に関しては、用途の説明はこれまで我々にはないんですよ。だから、820万というお金があるんだから、別個に設計をされたいのであればその中でできますよという話です。その中で十分、理屈もくそもないんです。経理上はできますよということなんです。

開田委員 そしたら、400万を使って地方創生の見直しをするのが反対という意味ではないんですね。

浦田委員 別に反対なんかしていません。一言も言っていないですよ。

開田委員 そしたら、私にすれば、右側へ行く道、左側へ行く道というところで、例えば800万残つとるがだから、この400万使って、それでこの400万新たに出されんなよということ言うておられるがだよ。

浦田委員 そういうことや。

開田委員 そうですね。

浦田委員 私の趣旨はそれです。

開田委員 そうですね。ところが、400万使ってこれをやっちゃいけませんということじゃないとすれば、私にすれば、もし820万残りました、これはこれで不用額にする、ある

いは400万新たに議会が認めました、しっかり勉強しなきゃいけない、こういうふうな道もいいんじゃないですか。それは正しい考え方じゃないかと議会として思います。

中川委員 今ほど地方創生の話も出たんですが、やはり議員がみんなして当局へ要望したわけやちゃね、整備するにあたって。当初はやはり防災関係の施設というふうに言われて、防災関係の事業で800万の設計費を計上された。ただやはり、最終的に議員がいろんな要望をされたと思う。特別委員会はきちっとしたものを提案しておるんですが、それ以外に、やはり皆さんが要望された中で、当局が皆さんがそう言われるのならということで規模を大きくしたわけ。その規模が大きくなった部分を地方創生でお願いしようということでやられたんですから、完全に400万という設計費は別個の関係。もう今180万で設計費が落ちているんですが、それは恐らく防災関係の設計図になっておる。あと、400万の枠の中で地方創生とどういうように設計するか、それは設計屋の仕事ですから、それをきちっと仕分けした予算書の中身じゃないかなと私は思う。

したがって、きちっとわかったほうがいいがじゃないか。わけわからんと、あっちから持ってくるようじゃ、それはおかしいと思う。やっぱり自分ところの会計じゃないがいから、公の会計ですから、きちっと出すところは出す、そういうふうにしないとだめじゃないかなと私は思います。

開田委員 私も思います。

浦田委員 認識の違いですけども、当初1,000万の予算があるわけですよ。それで、180万であった。820万ある。その内訳というのは、これは監査をやられる方もおられるから、監査のときに、仕分けなんかないんですよ。1,000万の中の不用額が820万。かつ、なら何に使われたかといったら、領収書あるいは決裁書があれば、180万と何百万、この次も400万かわかりませんが、が出てくるだけなんです。仕分けなんてないんですよ。項目も一緒、勘定科目も一緒なんだから。公会計は勘定科目はありませんが、民間で言う勘定科目なんです。中の1つ。だから、用途は別にこだわる必要はない。ましてや、今いみじくも言われた地方創生が出てきたというのは、今ここで言われたから云々だけど、事前には地方創生も400万なんて話はないんですよ、説明は。

開田委員 そしたら、地方創生の400万がなかったら、残っていたお金でそれで使いましたといったら、もっと私たち雲隠れしてしまうがじゃない？ お金のやり方。それをきれいに、こっちはこっち、こっちは残りです、残りは返しましょう、新たにまちづくりのために400万は可決してもらったから十分考えてまちづくりしましょうって。わかりや

すいよねって思いますが。

中川委員 増設、増築というか、規模を大きくするという時点では、当局はどこへお願いしようかという状態だったと思う。私らもそれを聞いていたんですから。最近になってようやくそこに決まったということで、きょう発表されたんだと私は思いますが。

浦田委員 先ほどから言うように、仕分けというのは、後からどれだけでも、何て表現したらいいのかね、最初から説明しておけば、この中には、国交省の設計分と、それから内閣府の設計分とありますよという説明をすれば、別に言わなくても計上する必要もない。それで、結果的に待って、決算のときには1,000万のうちの何百万が国交省の分、何百万は内閣府の分って、これは説明すればそれで済むわけです。400万はこれなんて、その段階で説明する必要はないんです。

開田委員 これが1,000万予定していたのが180万だったから問題であって、1,000万そのまま使ったとすれば新たに400万を計上していくわけでしょう？ そうしないと道がぐじゃぐじゃになってしまって、それこそミックスジュースでお金が動くようになったら、私たち議会はチェックできませんよ。そうすると、今の400万のあり方は正しいと私は思っています。

浦田委員 行政事務を語らせていただければ、わかったらわかった時点で修正を加えるのが議会なんです。それがチェックなんです。もう明らかに必要ないですよとわかっているにもかかわらず上げますよというのは、これはナンセンス。行政事務としてはおかしいでしょうと。わかったらわかった時点で修正をかける。さっき悪意という話をしました。わかっていてやらなかった。なぜやらなかったかという話なんです。これは市民が評価すること。

尾崎委員長 これ以上このことに関しては、お互いかみ合わないといえますか、浦田委員のほうからも認識の違いということをおっしゃいましたように、これについての意見、質疑は終了させていただきたいと思います。

ほかの委員の方で何か言いたいことはありませんか。

中川委員 先ほど修正理由の説明をしていなかったんですが、この滑川蒲鉾跡地に関しては、滑川の観光あるいはまた漁業振興のためには非常に重要な場所であるというふうに私たちは思っています。当局も一応取得に意欲的であることを示しておる、十分に理解しているんですが、しかし、この取得した後、市が計画している事業をどのように実践するか、どれだけの費用がかかるかということが全然わからない。最低限の修繕という

表現をされておりますが、具体的に金額が提示されていない、あるいはまた箇所も示されていないということでは、やはり将来的な費用負担がわからない状態では取得を認めるわけにはいかないということで、今後、修繕等に係る費用について精査していただいて議会に示していただき、あと再度予算を計上していただきたいということで修正提案をするものでありますので、よろしくお願いいたします。

浦田委員 では、私から提案理由だけ説明しておきます。

まず1点目は、私、本会議でも言わせていただきましたけども、この2件に関しましては、やはり手順、手続が不備だというのは、非公式、非公開、そして他言無用での勉強会で説明があったものの、ほかの議員さん方にはほとんど伝わっていないところがあるというのが1つの観点です。

それから、滑川蒲鉾跡地取得につきましては、今ほど中川委員さんが言われたことと同様かなというふうに思っております。既存の施設、老朽化の取得金額、妥当性については評価するものの、しかしながら、この先、先行取得して、既存施設の修理、修繕、改修等々にどれだけかかるかわからない、議論もしない中で、はい、わかりましたよというのは、議員として責任を持って判断できるかという、私は無責任な返事はできませんという思いであります。

それから、中滑川駅周辺整備事業の200万につきましては、先ほどからお話ししておりますように、結果として180万で落札されて820万不用額があるんですから、要するに、400万以上の金額があるにもかかわらず追加というのはおかしいでしょう。これは本来ならば、行政のほうから取り下げてもいいような案件だろうというふうに思っております。

最終的に思うのは、2件とも説明責任なり云々も含めて、手順も手続も、それから計画ですね、とにかくちぐはぐ。これでは議会にあるいは議員に責任を負った判断ができかねますよと。市民に対してもそんな無責任なことは言えませんよというのが私の提案理由説明です。

尾崎委員長 わかりました。

一応これでほぼ皆さんからの質疑は終了したものと思いますので、これでご意見、ご質疑については終了いたします。

それで、今ほど浦田委員、それから中川委員のほうから修正案が出ておりますので、議案第78号については、いわゆる分離採決という形でやりたいと思います。

この後の流れについては、事務局より説明をお願いいたします。

永田局長補佐 それでは、この後の段取りについて説明をいたします。

一旦協議が終わりましたら暫時休憩ということになります。

再開時間を決めていただいて再開という形になりますが、委員会再開後、議案第78号の修正案が今お二人から出ておりますので、これは休憩前にあらかじめ当局側にも配付したいというふうに思っております。

再開後、まず修正額の大きいほうの浦田委員さん、次に中川委員さんより、その修正案についての提案理由説明を求めます。その後、修正案についての質疑。質疑終了後、討論ということになります。質疑、討論どちらも両修正案についていまとめて行いますので、どちらの案に対するものかというのを明確にしたうえで質疑及び討論をお願いしたいというふうに思っております。

討論が終結した後、採決という形になりますが、今委員長言われたとおり、採決は分離採決となります。まず、議案第78号の修正案について挙手にて採決になります。今回、修正案が2つ提出されておりますので、まず修正金額の大きい浦田委員の修正案についての採決を行います。浦田委員の修正案が可決された場合は、中川委員の修正案についての採決は行いません。で、すぐに原案のその他の残り部分についての採決に入ります。もし浦田委員の修正案が否決された場合は、引き続き中川委員の修正案についての採決に入ります。修正案が可決されましたら、先ほどと同じく、それ以外の原案についての可否を問うという形になります。仮に両方の修正案どちらも否決された場合は、当然、原案についての可否を問うというような形になります。よろしいでしょうか。ちょっとややこしいですが、第78号の議案の採決が終われば、その後はその他の議案について一括して採決をとるというような形になります。

以上です。

尾崎委員長 今の説明についてご質疑ありませんか。

開田委員 そのたびに説明して進めてください。

尾崎委員長 それでは暫時休憩します。

修正案提出の準備が整い次第再開いたします。

午後0時43分休憩

午後1時28分再開

尾崎委員長 それでは会議を再開いたします。

浦田委員及び中川委員より、議案第78号についての修正の動議が提出されておりますので、提出者より提案理由の説明を求めます。

浦田委員 それでは、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

資料につきましてはお手元に配付されてあるとおりでございますが、議案第78号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）第7款商工費第1項商工費5目観光費、事業名8の浜の活用推進事業費、いわゆる滑川蒲鉾跡地取得の2,000万円並びに第8款土木費第4項都市計画費1目都市計画総務費、事業名4の中滑川駅前再開発事業費、いわゆる設計費追加補正の400万円を削減する修正案を提出いたしますので、詳しく提案理由説明を申し上げます。

滑川蒲鉾跡地取得につきましては、平成29年6月定例会に続いて9月定例会にも全く同様な内容で上程され、既存施設の老朽化や取得金額の妥当性、取得後の活用計画不明な観点から、いずれも全会一致で否決されたところでもあります。

ところが、今回3度目の上程ということで、取得額が4,800万円から2,000万円に減額修正された以外に前回並びに前々回とほとんど変わらない活用計画であり、後づけ項目の羅列であって、具体的な目的、ビジョンがまだまだ先が見えない不透明なところがあります。

ましてや、取得後、この先、既存施設の修理費、修繕費、改修費がどれだけかかるか、そしてまた維持費管理費がどれだけかかるのかわからない、知らされていない、議論もされていない、そのような状況であり、このような事案にただただ先行取得させていただきたいというふうに言われても、我々議会人としては決して無責任に容認できるものではないというふうに考えます。

次に、中滑川駅前周辺整備事業設計費の増額追加補正についてであります。中滑川駅前周辺整備事業の基本構想に基づいた当初の基本設計予算については、3月定例会で一旦は否決され、そして6月定例会では全く同様の基本設計予算が上程され、時間が無い、日にちがないということから承認してほしいということで可決、承認されたところではありますが、それから今日まで5カ月間、設計入札に係る行政手続は執行されていなかったとの事実であります。

ところが、先般11月28日、入札事務が執行され、当初設計予算1,000万円に対して、基本設計業務委託の入札が180万円で落札されたところでもあります。

今回上程されております追加補正予算以上の、要するに400万ですね、以上の820万円

の不用額が発生することから、既に400万円の追加増額補正は必要でないものというふうに思われるわけであります。

そして逆に、今回上程された400万円の追加上程補正予算については、本来なら、この状況の中で、当局から取り下げられるのが筋ではないかなというふうに思うわけであります。

そのような観点から、必要じゃない予算を今現在、我々は知っていながら上程されておる追加予算を承認するというのはいかがなものかなと。また、議会人として無責任な容認はできないものと考えております。

以上、これらの観点から減額修正するものであり、議員各位にはどうかご賛同賜り責任ある判断をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

中川委員 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第3号）第7款商工費の第1項商工費2,000万円の減額修正案の提出に際し、提案理由の説明を行います。

滑川蒲鉾跡地に関しては、滑川市の観光、漁業振興のために非常に重要な場所であることは議会も認識しております。当局が取得に意欲を示していることも十分理解しているところであります。

しかしながら、取得した後、市が計画している事業を実施できるまでに必要な経費については、最低限の修繕という表現のみで具体的に示されていない状態であります。

議会としても、将来的な費用負担がわからない状況で取得を認めるわけにはいかないため、今後、修正等に係る必要な経費について精査をいただき議会に示したうえで、再度予算を計上いただきたい。

以上の理由から、滑川蒲鉾跡地の取得に関する費用を減額することとし、提案理由の説明といたします。よろしく願いします。

尾崎委員長 それでは、議案第78号に対する修正案について質疑に入ります。

議案第78号修正案についてご質疑ありませんか。

（質疑する者なし）

尾崎委員長 ご質疑がないので、これにて質疑を終結いたします。

引き続き討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申し出願います。

（討論する者なし）

尾崎委員長 これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

修正案が提出されておりますので、分離して採決を行います。

まず、本件に対する浦田委員の修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成少数。よって、本修正案は否決されました。

午後13時35分議決

尾崎委員長 次に、本件に対する中川委員の修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成多数。よって、本修正案は可決されました。

午後13時35分議決

尾崎委員長 次に、議案第78号の修正議決した部分を除く部分について採決を行います。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成多数。よって、議案第78号の修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

これにより、議案第78号は一部修正のうえ可決すべきものと決定しました。

午後13時36分議決

尾崎委員長 次に、議案第79号から議案第81号、議案第89号から議案第90号及び議案第94号から議案第102号までの14議案について採決を行います。

議案第79号 令和元年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第80号 令和元年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号 令和元年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第89号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 滑川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 浜加積地区福祉センターの指定管理者の指定について

議案第95号 滑川市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

議案第96号 滑川市ゲートボール場の指定管理者の指定について

議案第97号 滑川市農村研修センターの指定管理者の指定について

議案第98号 滑川市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

議案第99号 滑川市産業研修センターの指定管理者の指定について

議案第100号 滑川市勤労身体障害者教養文化体育施設の指定管理者の指定について

議案第101号 滑川市漁民センターの指定管理者の指定について

議案第102号 滑川運動公園の指定管理者の指定について

議案第79号から議案第81号、議案第89号から議案第90号及び議案第94号から議案第102号までの14議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。よって、議案第79号から議案第81号、議案第89号から議案第90号及び議案第94号から議案第102号までの14議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午後13時39分議決

尾崎委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

日程第2 その他事項で、当局のほうから何かありましたらお願いします。

(特になし)

尾崎委員長 当局のほうからはないようですので、委員の方から何かありませんか。

(特になし)

尾崎委員長 以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後13時39分閉会